

岐阜県公報

第千九百八十九号
平成二十年十月十日
(金曜日)

目次

規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課) 六六九
岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則 (出納管理課) 六七〇

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会) 六七〇

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 六七〇

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (同) 六七〇

告示

公的個人認証サービス岐阜県認証局等が発行する自己署名

証明書のフィンガープリント (情報企画課) 六七二

道路の区域変更 (道路維持課) 六七二

訓令

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令 (法務・情報公開課) 六七二

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課) 六七二

県営土地改良事業の変更計画の決定 (農地計画課) 六七三

市営土地改良事業の換地計画の適当の決定 (同) 六七三

県営土地改良事業の換地処分 (同) 六七三

大垣都市計画の図書の縦覧 (都市政策課) 六七三

規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十一号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表水産課の項第七号を削り、同表に次のように加える。

全国豊かな海づくり大会推進事務局	— 全国豊かな海づくり大会に関すること。
------------------	----------------------

第十条第三項を削る。

第二十条第一項の表一の項中「センター長」の下に「及び全国豊かな海づくり大会推進事務局にあつては、事務局長」を、「総括管理監」の下に「全国豊かな海づくり大会推進事務局にあつては、事務局次長」を加え、同条中第四項を第六項とし、第三項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 全国豊かな海づくり大会推進事務局にあつては、事務局次長二人を置き、うち一人は、上司の命を受け、技術に関し特に命ぜられた事務について事務局長を補佐する。

第二十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、第一項の次

に次の一項を加える。

2 全国豊かな海づくり大会推進事務局長は、第二十四条の表農政部の項に掲げる次長（全国豊かな海づくり大会担当）の職にある者をもって充てる。
第二十四条の表農政部の部に次の一項を加える。

次長（全国豊かな海づくり大会担当）	一人	上司の命を受け、全国豊かな海づくり大会の推進その他特に命ぜられた事務について、各部等との総合的な調整を行い、これを総括的に処理する。
-------------------	----	--

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十二号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一組織規則第二章第一節の規定により置かれる課、議事事務局総務課、監査委員事務局監査第一課及び岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）第二条に規定する課の項中、「組織規則第二章第一節の規定により置かれる課」の下に、「（全国豊かな海づくり大会推進事務局を除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

全国豊かな海づくり大会推進事務局

事務局次長

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月十日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀨 英 二

岐阜県人事委員会規則第十一号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表行政職の表知事の項本庁課長の欄中「総務事務センター長」を「総務事務センター長」に改め、「全国豊かな海づくり大会推進室長」を削り、「総括管理監」を「総括管理監」に改める。

「総括管理監」を

全国豊かな海づくり大会推進事務局次長

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月十日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀨 英 二

岐阜県人事委員会規則第十二号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三知事の部本庁の項中「総務事務センター長」の下に、「全国豊かな海づくり大会推進事務局長」を加え、「全国豊かな海づくり大会推進室長」を削り、「総括管理監、防災対策監」を「総括管理監、全国豊かな海づくり大会推進事務局次長、防災対策監」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年十月十日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中「総務事務センター長」の下に、「全国豊かな海づくり大会推進事務局長」を加え、「全国豊かな海づくり大会推進室長」を削り、「総括管理監」の下に、「全国豊かな海づくり大会推進事務局次長」を加える。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第六百三三号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第四十三号）

に基づく認証業務を行うに当たり、公的個人認証サービス岐阜県認証局が発行する自己署名証明書（以下「岐阜県知事の自己署名証明書」という。）及び公的個人認証サービスプリシ認証局が発行する自己署名証明書（以下「プリシ認証局の自己署名証明書」という。）のフィンガープリントを次のとおり公告する。

なお、公的個人認証サービス岐阜県認証局等が発行する自己署名証明書のフィンガープリントに関する告示（平成十七年岐阜県告示第九百十八号）は、廃止する。

平成二十年十月十日
岐阜県知事 古 田 肇

1 岐阜県知事の自己署名証明書のフィンガープリント
次表左欄に掲げる日が有効期間の開始日である岐阜県知事の自己署名証明書に関し、同表右欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表右欄に掲げるとおりである。

自己署名証明書の有効期間の開始日	ハッシュ関数	フィンガープリント
平成十五年十二月二十八日	SHA 1	CC4E60DDAACDE5C4AE408D952DFE2486B2257725F
平成二十年九月二十日	SHA 1	DA87B828EAD85B8EC27085A91C25878070CFE392

2 プリシ認証局の自己署名証明書のフィンガープリント
次表左欄に掲げる日が有効期間の開始日であるプリシ認証局の自己署名証明書に関し、同表右欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表右欄に掲げるとおりである。

自己署名証明書の有効期間の開始日	ハッシュ関数	フィンガープリント
平成十五年十二月二十八日	SHA 1	2DF6336E33A4829AA009F01A1801EE7EBA582BB
平成二十年九月二十日	SHA 1	37D4D360410375BB5F53235EC5FF3D432A61CA70

注 SHA 1により算出したフィンガープリントは、それぞれ40桁の16進数であり、「0」～「9」及び「A」～「F」の文字の組合せで示される。ただし、フィンガープリントを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の

相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。

岐阜県告示第六百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年十月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	三百三三号	揖斐郡大野町大字黒野字小田町二九番六地先から同郡同町大字中之元字横町一―一四番二地先まで	前 二・四〇 三七・〇 後 一七・六 四三・六	ル(メートル)	ル(メートル)	

訓令 甲

岐阜県訓令甲第二十五号

庁中一般
各現地機関

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十月十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県公文書規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中 農地整備課 農整 を

農地整備課
全国豊かな海づくり大会
推進事務局

農整
海
に改める。

附則

この訓令は、平成二十年十月十日から施行する。

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年十月十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十年九月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぎふ古民家再生
- 三 代表者の氏名 松田 久
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県山県市高富七八〇番地七
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民に対して、古民家の再生と再利用に関する事業、社会教育活動に関する講座、及び市町

村所有の建物の指定管理を行ない、資源の再利用と地域の活性化に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十月十日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
加茂北部地区	白川町役場	平成二〇・一〇・一〇から 同 一〇・一一・一一まで

市営土地改良事業の換地計画の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、郡上市営土地改良事業貼走地区大洞工区の換地計画を適当と決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成二十年十月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 縦覧期間

平成二十年十月十日から

同 年十一月十一日まで

二 縦覧場所

高鷲地域振興事務所

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業まごめ地区宮田工区の換地処分を平成二十年九月十八日にしたので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十年十月十日

岐阜県知事 古田 肇

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十年十月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画特別用途地区

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

平成二十年十月十日印刷
平成二十年十月十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価
一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社